

青森県報

第七十一号

令和元年
十月十六日
(水曜日)

目次

告示

- 青森県循環型社会形成推進計画策定に係る廃棄物に関する意識調査(処理業者・関係団体・市町村・県民)の実施：(環境政策課) ……一
- 小・中学生及び高校生の喫煙等状況調査の実施：(がらん生活習慣病対策課) ……二
- 公共測量の実施：(監理課) ……二
- 公 告
- 建設業者の許可の取消し：(三八地域(県民)局) ……三
- 右 同：(西北地域(県民)局) ……三
- 右 同：(同) ……三
- 公 営 企 業
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示：(病院管理局) ……四
- 令和元年七月十日定例公告中：(商工政策課) ……四

告 示

青森県告示第三百五十五号

青森県循環型社会形成推進計画策定に係る廃棄物に関する意識調査(処理業者・関

係団体・市町村・県民)を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

令和元年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

青森県内の廃棄物の排出・処理等の実態及び、県民や市町村等の廃棄物等に関する意識を調査し、廃棄物の適正処理の確保を図るとともに、「青森県循環型社会形成推進計画」の策定に係る基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

- 1 県内に所在する、産業廃棄物処理業者の事業所
- 2 県内に所在する、産業廃棄物を排出する事業所の業界団体
- 3 県内に所在する市町村
- 4 県内在住の満二十歳以上の住民

三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期間

- 1 報告を求めるとする事項は、次に掲げる事項とする。
 - (一) 環境への配慮に関する取組状況
 - (二) 廃棄物の適正処理に関する取組状況
 - (三) 廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用に関する取組状況
- 2 報告を求めるとする期間は、令和元年十月十八日から同年十一月十八日までの間の任意の一日現在とする。

四 報告を求めるとする者

- 1 県等が作成する産業廃棄物処理業者名簿に登録された事業所のうちから抽出した事業所三百件とする。
- 2 産業分類が農業を除く産業に属する事業者に関連する事業者団体のうちから抽出した団体百三件とする。
- 3 全ての市町村とする。

五 報告を求めるとする方法

- 4 住民基本台帳から無作為抽出した該当年齢の住民千五百名とする。
- 5 報告を求めるとする方法
調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求めるとする期間

- 6 報告を求めるとする期間
令和元年十月十八日から同年十一月十八日までとする。

青森県告示第三百五十六号

小・中学生及び高校生の喫煙等状況調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

令和元年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育は、現在、小・中・高等学校の学習指導要領に基づき各学校において実施されているが、タスポの導入やたばこの値上げ、加熱式たばこ、そして、健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止対策の強化などのたばこを取り巻く環境の変化に伴い、未成年者の喫煙の現状に変化が生じている。

そこで、これまで（平成十九年度、二十三年度及び二十七年）実施した調査結果と比較検討し、より効果的な対策を推進するため、本調査を実施するものである。

また、未成年者の喫煙と飲酒の関連性については平成十九年度の調査結果で明らかになっていることから、飲酒に関する実態についても併せて把握するものである。

二 調査対象の範囲

県内の公立小・中学生及び高校生のうち、対象学年を小学五年生、中学校一・三年生、高校三年生（定時制は除く。）とする。

三 報告を求め事項及びその基準となる期日（期間）

1 報告を求め事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 個人の背景

- ① 圏域
- ② 男女別
- ③ 学年別

(二) たばこ関係項目

- ① 喫煙経験の有無
- ② たばこを吸った時期
- ③ たばこを吸ったきっかけ
- ④ 喫煙状況
- ⑤ 家族の喫煙状況
- ⑥ たばこの入手方法
- ⑦ たばこの健康への影響

(三) アルコール関係項目

- ① 飲酒経験の有無
- ② 飲酒した時期
- ③ 飲酒のきつかけ

- ④ 飲酒状況
- ⑤ 家族の飲酒状況
- ⑥ アルコールの入手方法

2 報告を求め基準となる期日は、令和元年十一月一日から同年十一月三十日までとする。

四 報告を求め者

小・中学校については市町村ごとに、高等学校については圏域ごとに、三分の一以上の抽出になるよう無作為抽出した学校の調査対象学年の者

五 報告を求めのために用いる方法

調査票及び封筒を送付し、調査票記入後、個別に封筒に入れて封をした状態で、封筒を開封することなく、各学校で調査票入りの封筒を郵送してもらい、回収する。

六 報告を求め期間

令和元年十一月一日から同年十一月三十日までとする。

青森県告示第三百五十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

二 測量の種類

八戸市 公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量）
上北郡おいらせ町 公共測量（基準点測量）

三 測量の期間

令和元年九月二十七日から令和二年一月三十一日まで

四 測量の地域

八戸市城下三丁目及び四丁目
上北郡おいらせ町瓢及び神明前

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 キムラ建築
- 二 氏名 木村延吉
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字上名久井字昼ノ前一四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二六）第三〇〇五七二号
- 五 取消年月日 令和元年九月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十一年一月一日前記建設業者が前記の建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社富士建設興業

- 二 代表者の氏名 福士四千雄
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町玉水三二七の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第四〇〇〇八一号
- 五 取消年月日 令和元年九月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 兼平建築有限公司
- 二 代表者の氏名 兼平秀廣
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市幾島町四九の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二六）第四七九九号
- 五 取消年月日 令和元年九月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年十月十六日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
重油（日本産業規格 一種二号） 七万二千リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日

商 工 政 策 課

令和元・七・一〇 第二九号	発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行	誤	正
	公告		三	上	三	一五〇・〇五平方メートル	一四二・九平方メートル

令和元年九月二十七日

- 五 落札者の名称及び住所
富士見総業株式会社
弘前市大字紺屋町一八五
- 六 落札金額
一リットル 六十七円八十七銭
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
したものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成三十一年二月十五日

正

誤

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭